

# 大月市高齢者虐待防止マニュアル（概要版）

（安心して暮らせる高齢社会をめざして）

## 1. 目的

平成18年4月に「**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等の法律**」が施行され、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うことが国及び市の責務として定められました。

令和3年度には、全ての介護サービス事業所を対象に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置が義務づけられました。併せて個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、虐待対応に際しての個人情報の取扱いについての考え方が変更となる等、高齢者虐待防止に関する様々な改正が行われました。

高齢者を取巻く状況の変化等を踏まえ、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に役立てるように「大月市高齢者虐待防止マニュアル」の改訂を行いました。

高齢者に関わる関係者が共通理解を深め、事案の早期発見や虐待防止及び予防に役立てることを目的としています。

## 2. 虐待の種類

①**身体的虐待**・・・高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれがある暴行を加えること。

②**介護・世話の放棄・放任**

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③**心理的虐待**・・・高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④**性的虐待**・・・高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤**経済的虐待**・・・養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 身体的拘束等に対する考え方

「**緊急やむを得ない場合**」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体的拘束等による高齢者の行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があります。

## 4. 関係機関等の具体的な役割

### ○大月市地域包括支援センター（市民生活部福祉介護課介護予防担当）

- ・ 通報義務等の広報・啓発活動
- ・ 通報、届出受理窓口の設置及び周知
- ・ 関係機関及び民間団体等との連携協力体制
- ・ 相談、指導、助言 ・ 居室の確保 ・ 養護者への支援
- ・ 対象高齢者の安全確認、通報、届出事項の事実確認
- ・ 対象高齢者宅への立入調査及び警察への援助要請
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進



### ○介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・ 市窓口等への相談・通報、連携体制への協力
- ・ 虐待ケース会議でのキーパーソンとしての役割をもつ
- ・ 虐待の改善に向けたケアマネジメント業務

### ○介護サービス事業所

- ・ 市窓口等への相談・通報、連携体制への協力
- ・ 高齢者や家庭の変化などケアマネジャーへ客観的な報告

### ○警察

- ・ 市の立入調査等の援助
- ・ 市窓口等への相談・通報、連携体制への協力

### ○民生委員

- ・ 高齢者虐待発見・支援（見守り、声かけ、相談、助言など）
- ・ 市窓口等への相談・通報、連携体制への協力
- ・ 啓発活動や施策への協力

### ○医師・看護師

- ・ 高齢者虐待発見・支援（観察、健康状態の確認、診断、医療の提供、助言等）

### ○地域

- ・ 高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解
- ・ 地域での支援体制の確立（見守り、声かけ等）
- ・ 市窓口等への相談・通報、連携体制への協力

## 通報・相談窓口

- ★ 大月警察署 生活安全課生活安全係 0554-22-0110
- ★ 大月市地域包括支援センター 0554-23-8034
- ★ 大月市福祉事務所 0554-23-8030

## 5. 養護者による高齢者虐待対応

高齢者虐待事案に対しては、対応の目的を明確にするとともに、進行状況を見通しながら、次の3つの段階に応じて対応します。

### ○初動期段階

- ・初動期段階では、高齢者の生命、身体または財産の安全確保が目的となります。
- ・初動期段階とは、高齢者虐待が疑われる相談・通報・届出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応を評価するまでの流れを指します。

### ○対応段階

- ・対応段階では、高齢者の生命、身体または財産の安全確保を常に意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的となります。
- ・対応段階とは、虐待があると判断した事案に対して、【情報収集と虐待発生要因・課題の整理⇒虐待対応方針・計画（案）の作成⇒虐待対応ケース会議（虐待対応方針・計画案の協議・決定）⇒対応方針・計画の実施⇒対応段階の評価会議⇒（評価の内容に応じて）必要な情報収集と整理⇒虐待対応方針・計画の見直し～終結】という循環を繰り返す流れを指します。

### ○終結段階

- ・虐待対応の終結は、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。
- ・同時に、虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのかを見極める必要があります。
- ・虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。

## 6. 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその発生を防止する観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

②虐待の防止のための指針の整備

③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施

④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く



これらの「虐待防止のための措置に関する事項」は、すべての介護サービス施設・事業所の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならない事項です。

## 大月市高齢者虐待防止10箇条

1、 **ち** **小さな傷も見逃さず**

身体にある、傷ややけどの痕などは高齢者虐待の重要な手がかりです。

2、 **い** **いつもと違う様子は、要注意**

何となく表情が暗い、おどおどしているなど十分注意する必要があります。

3、 **き** **近所の声かけ 大切に**

「大変ですね」そんな一言が介護者の気持ちを和らげます。

4、 **で** **DV防止法の活用も視野に入れ**

夫婦間の場合は、DV防止法による保護等も考慮します。

5、 **ぎや** **虐待はどんな場合も許されません**

どんな場合であっても、虐待は許されません。早期発見・見守り体制を整えることが大切です。

6、 **く** **苦しい介護は我慢せず**

長期にわたる介護に疲れたり、介護に悩んだら、大月市地域包括支援センター、認知症介護ホットラインなどへ気軽に相談をしましょう。

7、 **た** **立入調査や質問で状況を把握**

緊急度に応じ、虐待の疑いが濃厚な場合等は、立入調査等で正確な状況を把握します。

8、 **い** **一番大切なのは虐待を受けている高齢者の人権です**

高齢者本人がどのように暮らしていきたいのか。その気持ちを尊重し高齢者の尊厳を守らなければなりません。

9、 **ぼう** **暴行など生命の危険には、すぐに対応**

生命の危険がある場合は、身の安全を確保した上で、警察、病院、行政等のしかるべき機関に連絡して、支援を求めます。

10、 **し** **社会から虐待をなくしましょう**

高齢者虐待は表面化しにくいことを、関係者や地域住民が十分に理解することが必要です。

